

豊田市青少年団体傷害互助会のあらまし

取扱い

公益財団法人 豊田市文化振興財団 豊田市青少年センター
青少年団体傷害互助会事務局

所在地 〒471-0071 豊田市東梅坪町8-3-1
電話 (0565) 32-6296・FAX (0565) 32-6298
メールアドレス youth@hm2.aitai.ne.jp
開館時間 午前9時～午後9時
休館日 月曜日(祝日は開館)、年末年始(12月28日～1月4日まで)



豊田市青少年団体傷害互助会とは

子どもがたくましく成長するためには、仲間や集団での団体活動は不可欠なものです。豊田市青少年団体傷害互助会は、加入者が子ども会やジュニアクラブなどの団体活動中に不慮の事故に会い、ケガなどを負った場合に見舞金を支給する制度です。この制度は豊田市内の青少年団体が相互扶助の精神を基本として青少年団体活動の促進を支援するためのもので、(公益財団法人)豊田市文化振興財団が取扱いをしています。

1 加入について

○ 加入できる方は……

豊田市に所在する単位子ども会やジュニアクラブなどの青少年団体、あるいは豊田市を活動の拠点とする青少年団体及びグループの会員がである青少年(未就学児不可)および指導者・育成者が加入できます。尚、加入の際は、指導者・育成者など大人の方が必ず加入していただきます。
* 団体の目的及び構成により加入をお断りする場合があります。くわしくは、事務局まで!

○ 会費・加入手続きは……

会費は1人あたり年額150円です。
毎年4月1日から随時加入受付をしており、加入した日から年度末(3月31日)までが有効期間となります。なお、4月30日までに加入した場合は、4月1日に遡って効力が発生します。

<提出書類>

- ① 豊田市青少年団体傷害互助会加入申込書 ホームページ掲載「様式1」
- ② 加入者名簿 ホームページ掲載「様式2」
- ③ 年間行事計画書 ホームページ掲載「様式 年間行事計画書」

上記の①～③に会費を添えて豊田市青少年センター(傷害互助会事務局)に加入申し込みをしてください。なお、追加加入の場合、③は不要です。

《ご注意》

中途脱会する場合での会費返戻金や年度末の配当金は一切ありません。
既に参加済みの子ども会等の会員が市内で他の子ども会等に移籍した場合は、移籍先団体から豊田市青少年センター(傷害互助会事務局)まで電話にてご連絡ください。

2 傷害見舞金について

団体活動中に不慮の事故に会い、ケガなどを負った場合に傷害見舞金が支給されます。

傷害見舞金は本傷害互助会の予算から支払われる「**傷害日数見舞金**」と引受保険会社との保険契約に基づいて支払われる「**入、通院見舞金等**」を合算した金額で支給されます。

※ 傷害の治療が2以上の医療機関に渡る場合でも申請いただければ、対象になります。

※ 本来、保険の対象とならない治療所(接骨院等)での入通院日数は、軽減する場合があります。

○ 傷害日数見舞金(傷害互助会予算から支払われる見舞金)

*傷害日数(日)	支給金額(円)	*傷害日数(日)	支給金額(円)	*傷害日数(日)	支給金額(円)
1～6	3,000	29～45	10,000	119～134	20,000
7～10	4,000	46～58	11,000	135～148	21,000
11～13	5,000	59～88	13,000	149～164	23,000
14～20	6,000	89～104	16,000	165～179	26,000
21～28	8,000	105～118	18,000	180～	31,000

* 傷害日数は、発生した事故による傷害の治療初診日から、その傷害を治療した最終診断日(この日が治癒日となります。尚、平常の生活や業務に支障のない程度に治ったとき以降の通院及び経過観察としての通院に対しては、支給対象になりません。)までの期間をさします。

○ 入、通院見舞金等(引受保険会社の保険契約約款に基づいて支払われる見舞金)

入院見舞金	1日 3,000円 × 入院実日数	*支給限度 ◇入院及び通院は事故日から180日以内のものに 限ります(実通院日数は、90日が限度)。 ◇平常の生活や業務に支障のない程度に治ったとき以降 の通院及び経過観察としての通院に対しては、支給対象に なりません。
通院見舞金	1日 1,000円 × 通院実日数	
手術見舞金	入院見舞金が支給される場合に傷害の治療内容によって支給	
後遺障害 見舞金	400万円を基本額とし、障害の程度によって基本額に100%～3%を乗じた金額 を支給 《後遺障害は事故日から180日以内の発生に限ります。》	
死亡見舞金	400万円 《死亡は事故日から180日以内の死亡に限ります。》	

○ 傷害見舞金を請求できる事故は……

青少年団体の団体活動において、

※ あらかじめ定められた事業計画に基づき秩序ある青少年団体活動が進められ、1人以上の指導者又は育成者の管理下にあった場合。

※ 指定の集合場所又は解散場所と加入者の住所との通常経路の往復途中。

※ 指導者又は育成者があらかじめ定められた事業計画を推進するために必要な調査活動及び往復途中。

※ 指導者又は育成者が団体活動上必要な研修会、研究会あるいは会議等への参加中及び往復途中。

上記において**急激かつ偶然な外来の事故**により被った身体の傷害及び傷害に起因する後遺障害並びに死亡が対象となります。

ただし、事故が加入者の故意又は重大な過失等がある場合やスカイダイビング・山岳登山などの危険なスポーツを実施中の事故、地震、噴火、津波、戦争その他の変乱や環境汚染による事故等、その他引受保険会社の保険契約約款（絶対免責事項）に該当するものは、見舞金の支払いは出来ません。

次のものは、「傷害見舞金」にいう傷害には含まれないため見舞金は支払われません。

※ 突然死（急性心不全、脳内出血など）、細菌性食中毒、慢性アルコール中毒等

※ 野球肩、テニス肘、疲労骨折、関節ねずみ、タナ障害、オスグット病、靴ずれ、その他外傷によらないスポーツ特有の障害、成長障害、加齢に伴うもの等

※ ムチ打症や頸椎症などの頸部症候群又は腰痛で、他覚症状のないもの等

○ 団体活動中、事故によりケガをしたら……

ホームページ掲載「様式3」↓

◇不慮の事故によりケガなどを負い医療機関に掛かった場合は、発生後6日以内に事故報告書を豊田市青少年センター（傷害互助会事務局）まで提出（FAX可）してください。

事故報告書の記入においては

- ・ 申請者欄に押印の印鑑は、加入申込書で使用した印鑑を使用してください。
- ・ けがをした人が未成年者（20歳未満）のときは、保護者氏名欄も記入してください。
- ・ 事故の状況欄の「発生原因及び状況」は、具体的に記入してください。
- ・ 役員又は指導者等の意見欄は、事故当日の団体活動中の代表者氏名とその役職を記入してください。

↓ *FAX送信後、傷害互助会事務局まで御一報ください。

◇傷害互助会事務局より見舞金支給申請に関する必要書類が一週間程で郵送されます。必要書類は5種類あります。

- ① 見舞金支給申請書
- ② 入・通院申告書
- ③ 同意書・委任状
- ④ 受領書
- ⑤ 個人情報の取扱いに関する同意書

◇傷害の治癒判定（治療した最終診断日）後、10日以内に上記の見舞金支給申請に関する必要書類を同事務局まで提出していただきます（専用封筒により郵送可）。

◇上記の見舞金支給申請に関する必要書類を提出後、2ヶ月以内に指定の振込口座に見舞金が振り込まれます。

3 損害賠償責任保険について

青少年団体活動中に主催者の過失により事故が発生し、活動に参加している人やその他の第三者が死傷したり、または第三者の財物に損害を与えたことにより、主催者が法律上の賠償責任を負って被る損害を保険金として支払うものです。尚、保険料は傷害互助会会費に含まれており、引受保険会社との保険契約に基づいて保険金が支払われます。

○ 支払われる賠償責任保険金は……

傷害互助会に加入した青少年団体が、国内において傷害見舞金の対象である団体活動中におきた事故に限ります。ただし、活動場所への往復途中は対象となりません。

- ※ 身体賠償の限度額 対人 1名1億円、1事故 10億円
- ※ 財物賠償の限度額 対物 1事故 200万円
- ※ 免責金額(加入団体負担額) 対人、対物事故それぞれ 1,000円

○ 賠償責任保険金が支払われないケースは……

次のような事由に起因する賠償責任は保険金が支払われません。

- ※ 加入者の故意又は加入者の指図による暴行・殴打
- ※ 一定のルールを守って行うスポーツの競技中に相手方が被った損傷等
- ※ 地震、噴火、洪水、津波などの天災や戦争、変乱、暴動等
- ※ 自動車・航空機・船舶等の所有、使用又は管理
- ※ 加入者と同居する親族に対する賠償責任
- ※ 団体又は加入者の所有、使用若しくは管理する財物の損傷についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任

上記の他、引受保険会社の保険契約約款(絶対免責事項)に該当するものは、保険金が支払われません。

○ 賠償責任保険金の請求手続きは……

加入団体の長は賠償責任を負うおそれのある事故が発生したときは、速やかに豊田市青少年センター(傷害互助会事務局)に報告をしてください。尚、損害賠償事故状況報告書を提出していただきますので、下記の事柄にご注意願います。

損害賠償事故報告書の記入においては

- ・ 事故状況の欄は簡潔にわかりやすく記入してください。
- ・ 事故の現場写真を添付することとなります。必ず、撮っておいてください。

*** 損害賠償事故状況報告書を提出後の賠償金支払いに関しては、個々のケースにより取扱いが違います。**

《ご注意》

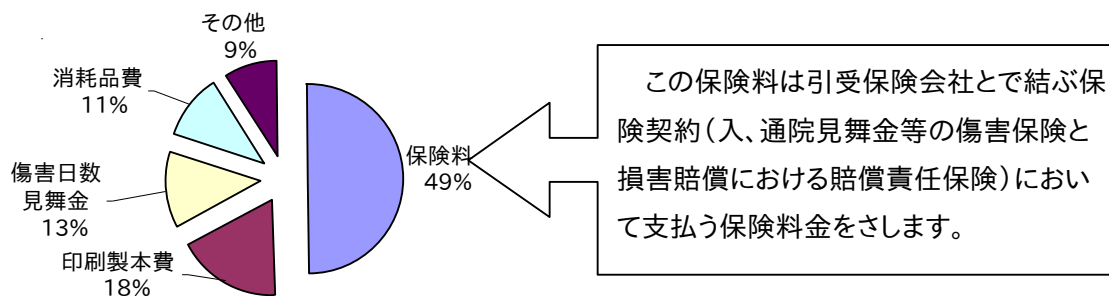
損害賠償責任保険は見舞金制度とは異なり、あくまでも法律上の損害賠償責任を負担した主催者側の損害を補填する保険であることをご理解ください。

4 その他の給付

○ 特別弔慰金（傷害互助会予算から給付）

事故に関係なく、会員の死亡の場合で、申請により傷害互助会から5,000円を給付します。この場合、弔慰金立替払請求書を提出していただきます。

みなさんからの傷害互助会会費(150円/1人)は、下記グラフのように使われます。



Q&A集

共通編

- Q1. 団体活動の行事とは別に子どもだけで任意の遊びをしているの事故は適用対象になりますか？
- A1. 対象になりません。行事計画に基づいて、役員、指導者などの指導・監督中の事故に限ります。
- Q2. 青少年団体活動中に台風や大雨になりましたが活動を続け、事故が発生した場合は、互助会の適用を受けることができますか？
- A2. 台風や大雨は絶対免責事項には当たらないため、傷害互助会の適用対象となります。
- Q3. 青少年団体活動中の事故には、往復途中の事故も含まれますか？
- A3. 傷害見舞金は対象となりますが、損害賠償責任保険では往復途中の事故は対象になりません。
- Q4. 自動車の運行に起因する事故は、傷害互助会の適用を受けることができますか？
- A4. 傷害見舞金は対象となりますが、損害賠償責任保険は自動車の運行に起因する事故では対象になりません。

【子ども会関係】

Q5. 夏休みに小学校のプール開放があります。もし、この時に事故が発生した場合、傷害互助会の適用となりますか？

A5. 子ども会行事ではないので対象となりません。また、学校の登下校時に保護者が行っている交通当番も同様で対象になりません。

傷害見舞金編

Q1. 団体活動中にケガをしましたが、医者に診てもらわずに治癒しました。傷害見舞金を請求できますか？

A1. 治療行為の認定ができませんので傷害見舞金のお支払いはできません。

Q2. 炎天下の団体活動中に子どもの気分が悪くなり、病院へ連れて行ったところ、「熱中症」と診断されました。傷害見舞金を請求できますか？

A2. 「熱中症」は見舞金支給の対象ではありません。ただし、この時に倒れたことによりケガをした場合、そのケガの治療は該当します。

Q3. 傷害見舞金の請求は治癒後でなければいけませんか？

A3. はい。治療先の医師から傷害の治癒判定を受けてから10日以内に見舞金請求をしてください。

Q4. 傷害見舞金請求の際、医師の診断書が必要ですか？

A4. 通常は所定の入通院申告書で足りません。しかし、入通院見舞金が10万円を越えるときは医師の診断書が必要となります。この場合、事務局からご連絡します。

損害賠償責任保険編

Q1. 団体の持ち物であるカメラを会員が活動中に落として壊してしまいましたが、賠償責任保険の対象となりますか？

A1. 第三者への行為ではないので対象になりません。また、他人から借りてきた財物に対しても同様で対象になりません。

Q2. 行事の1つであるソフトボールの練習中に続けて2度ガラスを割った場合でも賠償責任保険金は支払われますか？

A2. それぞれの行為は独立しており、事故は2回と考えるので、それぞれの損害額から免責金額(千円)を控除した金額で保険金が支払われます。

Q3. 相手チームとの競技中にボールが相手選手の掛けているメガネに当たりレンズが割れてしまいました。賠償責任保険金の対象となりますか？

A3. スポーツは一定のルールにより行うもので多少の危険は伴います。たとえこれらのルールを守ってプレーしていても必然的に起こってしまう事故もあります。事例は必然的に起こってしまう事故として取扱われ賠償責任保険金は支払われません。

○ クーリングオフ(契約申込みの撤回等)について

この加入契約は、クーリングオフの対象外となります。

○ 傷害互助会制度の詳細について

傷害互助会制度の詳細は「豊田市青少年団体傷害互助会の手引き」でご確認ください。尚、引受保険会社の保険約款は豊田市青少年センター(傷害互助会事務局)で閲覧できます。

○ 保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金(入、通院見舞金等の傷害保険と損害賠償における賠償責任保険)の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、傷害日数見舞金については、保険会社の経営破綻にかかわらず、公益財団法人 豊田市文化振興財団より支払われます。

豊田市青少年団体傷害互助会 個人情報の取り扱いについて

豊田市青少年団体傷害互助会(以下、「傷害互助会」という。)は、「相互扶助の精神を念頭に置き、加入者が団体活動中に不慮の事故に会い、ケガなどを負った場合に見舞金を支給するなどの青少年団体活動の推進に資すること」を目的としています。このような目的の実現に加え、個人情報保護法の厳守のため、会員のみなさんから取得した個人情報(氏名、住所等の個人情報)を、確実に保護することが社会的義務であると考え、下記の事項を実施します。

1 個人情報は限られた目的で利用します。(利用目的の特定・目的外の利用制限)

傷害互助会事務局は、個人情報の取り扱いにあたって、その利用目的をできる限り特定します。傷害見舞金等の支給、給付事故の統計・分析、安全思想の普及などの目的のために、みなさんの個人情報を使用します。

2 個人情報を取得するときは利用目的をお知らせします。(利用目的の通知・公表)

会員加入後において個人情報を取得するときは、あらかじめ利用目的を公表するか、その利用目的を本人に通知します。現在、傷害互助会事務局では傷害見舞金等の請求において本人確認及び事故事実確認や引受保険会社への申請手続きをするために利用しています。

3 個人情報は適正に取得し、個人データの内容を正確にするよう努めます。(個人情報の適正な取得、個人データ内容の正確性の確保)

偽りやその他の不正な手段によって個人情報を取得しません。また、適正な傷害見舞金等の支給を行うという利用目的の達成に必要な範囲で、取得した個人データを正確かつ最新の内容に保つように努めます。

4 個人情報を安全に管理し、情報を扱う職員を監督します。(安全管理措置、職員の監督)

個人情報の安全管理のため、組織的、人的、物理的、技術的安全管理措置を講じます。また、職員には教育研修を行い、必要かつ適切な監督をします。

5 個人データの第三者への提供はルールにのっとって行います。(個人データの第三者提供の制限)

原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に個人データを提供しません。ただし、引受保険会社への申請手続きをするために利用する場合は利用目的の達成に必要な範囲として同意を必要としません。

6 本人が個人情報の開示、訂正、削除を求めたときは、規定に従い対応します。(個人データの開示、訂正、利用停止)

原則として、本人から傷害互助会事務局が保有している個人データの開示等を求められたときは、本人に対して書面の交付等により、個人データを開示します。開示等ができない場合は理由を説明し、苦情がある場合には適切かつ迅速な処理を行います。

団体活動はちょっとした油断が禁物です。万一、事故が発生しても冷静に適切な処置を!